

■各学童保育クラブの連絡先 ※NPO法人＝特定非営利活動法人

学童保育クラブ名	連絡先 電話番号	問い合わせ先
① 杉の子ホーム	76-3345 (杉の子保育園)	
② 大更学童保育クラブ	70-1771	NPO法人 あそぼっこ (☎68-7677)
③ 大更第二学童保育クラブ		
④ 渋川学童保育クラブ	70-1866	
⑤ 東大更学童保育クラブ	090-7561-8890	
⑥ 平笠学童保育クラブ	090-7527-8706	NPO法人 七時雨 いきいき ネット ワーク (☎77-2750)
⑦ 田頭学童保育クラブ	76-2771	
⑧ 平舘学童保育クラブ	080-5567-4011	
⑨ 寺田学童保育クラブ	77-1133	
⑩ 松野学童保育クラブ	74-4071	
⑪ 寄木学童保育クラブ	76-2171	
⑫ 柏台学童保育クラブ	78-3153	
⑬ あしろ学童保育クラブ	72-2644	
⑭ 田山学童保育クラブ	080-5575-0383	

市内の各学童保育クラブでは、仕事などのため、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、29年度学童保育クラブの入会申し込みを受け付けます。

■対象児童 小学1～6年生

■申込書の配布・受付場所 各学童保育クラブ

■申込期限 3月3日(金)(ただし、杉の子ホームは随時受け付け)

■提出書類など 入会申込書、就労証明書または申立書、スポーツ安全保険加入金(1人当たり900円)

■申し込み先 入会を希望する学童保育クラブ

学童保育クラブ
入会申し込みを受け付けています

国民年金保険料の納付は 便利な口座振替にしよう

◎前納を利用すれば保険料が割り引かれます

国民年金保険料の「前納」は、保険料をまとめて前払いする方法のことで、毎月納付する方法より割引になります。また、口座振替で前納するほうが、納付書での前納に比べて大きな割引を受けられます。

なお、前納の期間には、6カ月分と1年分、2年分(口座振替のみ)の3種類があり、長期間分の前納になるほど、割引額が多くなります。

◎29年度口座振替前納の申込期限は2月28日(火)

口座振替による前納は、以下のものを準備し、**2月28日(火)までに**、盛岡年金事務所または金融機関窓口へ申し込みください。

■必要なもの▶国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書▶基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や納付書など)
▶預金通帳▶金融機関届け出印

すでに口座振替前納を利用している人は、手続きが不要です。ただし、前納期間の変更を希望する場合は、手続きが必要です。

納付書による前納は、**4月に届く納付書で、4月末までに**納付してください。

◎保険料納付が難しい場合はご相談ください

収入の減少や失業により、保険料の納付が難しい場合、手続きすることで、収入に応じた免除を受けられることがあります。未納のままにせず、ご相談ください。

■問い合わせ先

盛岡年金事務所(☎019-623-6211)または市役所市民課国保年金係(☎・内線1070)

側溝や水路への投雪に注意しましょう

雪かきで、道路わきにある側溝に大量の雪を捨てると、下流であふれて交通障害が発生する原因となります。側溝には雪を捨てないようにしましょう。

また、流雪溝ではない水路や小川などに投雪する場合は、地域の皆さんで話し合って、協力しな

がら管理をしましょう。状況を確認せずに、一斉に大量の雪を流すと、水があふれてしまいますのでご注意ください。

■問い合わせ先 建設課管理係(☎・内線1297～1299)



3 地域の農業集落排水施設(下水道)使用料を統一

■現在は市内で異なる基準
農業集落排水施設使用料は、これまで旧町村(西根・松尾・安代)の使用料をそのまま適用してきたため、地域間で使用料の額に差が生じていました。

この状況を見直し、3地域統一の使用料に改定します。

■改定使用料の適用時期と体系

改定使用料は、29年4月使用分から適用されます。現行の使用料体系は、西根・松尾地域が定額制、安代地域が従量制ですが、全地域が定額制になります。ただし、繁忙期や閑散期といった時期により汚水排除量が大幅に変動する宿泊施設のみ、使用実態に合うように従量制を適用します。

■4年間の経過措置を実施

改定による使用料の変動を緩やかにするため、表1と表2のとおり4年間の経過措置を設けます。5年目の平成33年4月使用分から使用料が市内一斉統一となります。

下水道事業の健全な運営のため、皆さんご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ先

上下水道課経理係(☎・内線1272)・1276)

表1 農業集落排水施設使用料【一般家庭など】(基本額+加算額) (単位:円)

地域名	施設の名称 (地区名)	負担基準	現行 使用料	29年4月 から 30年3月	30年4月 から 31年3月	31年4月 から 32年3月	32年4月 から 33年3月	33年4月 から
西根	寺田平館・寺田南田頭・平笠	基本額	1,296	1,296 (0)	1,296 (0)	1,296 (0)	1,296 (0)	1,296 (0)
		加算額	561.6	561.6 (0)	561.6 (0)	561.6 (0)	561.6 (0)	561.6 (0)
松尾	野駄松尾寄木北寄木時森	基本額	1,296	1,296 (0)	1,296 (0)	1,296 (0)	1,296 (0)	1,296 (0)
		加算額	453.6	475.2 (21.6)	496.8 (21.6)	518.4 (21.6)	540.0 (21.6)	561.6 (21.6)
安代	細野田山	基本額	表2(1)と同じ	648	810 (162)	972 (162)	1,134 (162)	1,296 (162)
		加算額	表2(1)と同じ	432.0	464.0 (32.0)	496.5 (32.5)	529.0 (32.5)	561.6 (32.6)

※基本額は1世帯または1事務所など当たりの月額、加算額は世帯人数または換算世帯員1人当たりの月額(消費税含む)です。()内の数字は前年度との差額となります。

※西根地域の基本額、加算額および松尾地域の基本額は変更ありません。

表2(1) 農業集落排水施設使用料【宿泊施設】(基本使用料+超過使用料) (単位:円)

地域名	施設の名称 (地区名)	負担基準	現行 使用料	29年4月 から 30年3月	30年4月 から 31年3月	31年4月 から 32年3月	32年4月 から 33年3月	33年4月 から
全地域	寺田平館・寺田南田頭・平笠 野駄松尾寄木北寄木時森 細野田山	基本使用料 汚水排除量10㎡まで	1,080	1,512 (432)	1,738 (226)	1,965 (227)	2,192 (227)	2,419 (227)
		超過汚水排除量 10㎡を超え20㎡まで	108	86.4 (-21.6)	92.8 (6.4)	99.3 (6.5)	105.8 (6.5)	112.3 (6.5)
		20㎡を超え30㎡まで	118.8	116.6 (-2.2)	115.5 (-1.1)	114.4 (-1.1)	113.4 (-1.0)	112.3 (-1.1)
		30㎡を超え50㎡まで	140.4	133.9 (-6.5)	128.5 (-5.4)	123.1 (-5.4)	117.7 (-5.4)	112.3 (-5.4)
		50㎡を超える分	162.0	151.2 (-10.8)	141.4 (-9.8)	131.7 (-9.7)	122.0 (-9.7)	112.3 (-9.7)

※基本使用料は月額、超過使用料は1㎡当たりの金額(消費税含む)です。()内の数字は前年度との差額となります。

表2(2) メーター使用料 ※改定なし (単位:円/月)

地域名	メーター口径						
	13 ^{ミリ}	20 ^{ミリ}	25 ^{ミリ}	30 ^{ミリ}	40 ^{ミリ}	50 ^{ミリ}	75 ^{ミリ}
全地域	216	270	324	378	432	1,620	2,376

※市の水道メーターが設置されていない場合は、汚水排除量を認定するために市がメーターを設置します。その場合は、表2(1)の使用料に表2(2)のメーター使用料が加算されます。

市奨学金制度のご活用を

市は、経済的な理由で修学が困難な学生に奨学金の貸し付けを行います。必要書類など詳しくは、市ホームページまたは問い合わせ先までご連絡ください。

■貸付金額 高校や各種学校は月額2万円以内、大学などは月額3万円以内
■償還条件 無利子(学校卒業後、月賦償還)
■申込期限 3月31日(金)郵送不可(教育総務課に直接提出すること)
■問い合わせ先 教育総務課総務係(☎・内線1363)

市内就業希望する医学生と看護学生に資金を貸し付け

市は、将来、市内で医師または看護師として就業を目指す人に対し、修学資金の貸し付けを行います。必要書類や選考方法など、詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

■貸付金額 ▼医学生 入学一時金 900万円(大学1年次入学者に限る)、月額貸付金 30万円
▼看護学生 月額8万円(上限)
■応募期限 ▼医学生 3月24日(金)午後5時 ▼看護学生 4月14日(金)午後5時
■問い合わせ先 健康福祉課健康推進係(☎・内線1086)

農業担い手指導員と地域連携推進員募集

市は、農業担い手指導員(①)と地域連携推進員(②)(どちらも非常勤職員)を募集します。応募方法など詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

■業務内容 ①Ⅱ担い手(認定農業者や新規就農者など)の育成や経営改善指導など ②Ⅱ地域農業マスタープランの実践支援など
■要件 満18歳以上でパソコンの基本操作ができる人(要普通運転免許、営農指導などの実務経験者を優遇)
■募集人数 ①Ⅱ2人 ②Ⅱ1人
■採用期間 4月1日から30年3月31日まで(週4日勤務)
■応募期限 2月20日(月)必着、郵送可
■問い合わせ先 農林課農業振興支援センター係(☎・内線1340)



障害支援区分認定調査員を募集しています

市は、障害支援区分認定調査員を募集します。認定調査員は、障がいがある人の自宅または施設などを訪問し、障がい者支援に関する聞き取り調査を行い、障害福祉サービスの支給決定に係る事務などを行います。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

■応募資格 普通自動車運転免許を持ち、ワードの操作ができる人で、次のいずれかに該当する人
▶社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、看護師、准看護師、理学療法士または作業療法士のいずれかの資格を有する人
▶ホームヘルパー2級以上の資格を有し、社会福祉施設や医療機関などで介護や相談援助業務の経験がある人
▶社会福

祉施設や医療機関などで、介護や相談援助業務の経験がある人

※ただし、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は、応募できません。

■勤務日 月曜日から金曜日まで(週5日)
■勤務時間 午前9時15分から午後4時まで
■報酬月額 138,900円(交通費は別途支給)
■任用期間 4月1日から平成30年3月31日まで(更新の可能性あり)
■応募方法 地域福祉課に備え付けの応募用紙、履歴書に必要事項を記入し、資格などを証明する書類の写しを添えて、同課へ申し込みください。(土・日曜日、祝日は除く)
■申込期限 2月28日(火)午後5時まで
■選考方法 3月中旬、面接で選考します。
■問い合わせ先 地域福祉課障がい福祉係(☎・内線1109)